

地域機関の見直しについて（案）

1 現行組織の課題等

従来の県民局制度を見直した平成 18 年度以降、6 年間に経過するなかで、市町への権限移譲、本庁との役割分担等の業務見直し、本庁部局再編などの状況の変化を踏まえ、以下の課題があると認識しています。

- ・ 県民センターの役割
昨年度の紀伊半島大水害への対応等を踏まえ、県民の安全・安心に関わる地域での防災機能や危機管理機能を地域全体で十分に発揮するためには、県民センターがどのような役割を果たすべきかについて、地域の特性も踏まえて、検討が必要です。
- ・ 県民から見て分かりやすく簡素な組織体制
本庁部局の再編を先行して実施したことにより生じた本庁と地域機関の所管業務の違い等について、分かりやすく簡素な組織体制はどうあるべきかの視点からの見直しについて、検討が必要です。
- ・ 専門性の確保
地域での課題に的確に対応するための専門性を備え、かつ、効率的である体制を確保するためには、所管区域のあり方や業務の集約化等、様々な視点からの業務執行体制等の見直しについて、検討が必要です。

これらの課題を解消し、県組織全体として、現場重視でみえ県民力ビジョンの施策を的確に推進していくことをめざして、地域機関の見直しを進めていきます。

2 見直しにあたっての基本的な考え方

- ・ 現場重視の趣旨は、職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、関係者と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していくところであり、地域機関に限らず県組織全体に求められるものですが、地域での第一線の機関として日常的に県民サービスを提供している地域機関で得た課題を全庁的に共有して、課題解決に向けて、みえ県民力ビジョンの施策に的確に反映していくためには、各事務所の役割や本庁部局との関係性が簡素で明確なものとなっていることが必要です。
- ・ その意味では、現行の本庁各部とつながった事務所体制の考え方は適切であると考えますが、市町への権限移譲や業務見直しによる職員数の減少、本庁部局再編等の間の状況変化を踏まえたいうえで、各事務所が地域での実践機関としての確で効率的に機能できるよう、必要な見直しを図ることが求められています。

・ 一方、事務所の枠を越えて地域全体での対応が求められる場合、特に、県民の安全・安心に直結する大規模な災害対応や危機管理対応を想定すると、地域全体で総力を挙げて対応することが不可欠であり、それらの機能を十全に発揮できる組織体制の構築が必要で、災害対応等において地域全体で機能を発揮するためには、事務所体制による縦割りの弊害を補完する意図も含め、通常時から地域での総合窓口機能や調整機能を役割として整理することも求められます。

・ また、南部地域の活性化など地域全体で取り組むべき課題があるなど、県下一律の事務所配置にこだわることなく、地域の特性に応じた組織体制の構築を図ることが必要です。

これらの考え方を踏まえ、地域での確な県民サービスを提供し、本庁も含めた県組織全体として、現場での課題を施策に反映していくことが可能となる現場重視の組織体制を構築するとともに、災害時等には、必要に応じて、地域全体での対応を図ることが可能な組織体制をめざし、見直し検討を進めていきます。

3 具体的な見直しの視点

各事務所の見直しにあたって、具体的には、以下の視点による、見直しを図ります。

① 県民の安全・安心確保のための組織体制構築

- ・ 大規模な災害発生時や危機管理事象への対応を地域全体で的確に実施できるよう、組織体制についての整備を図ります。
- ・ 県民の安全・安心に関わる現場部門を重視し、必要に応じて体制の強化を図ります。

【見直し想定項目】

- ・ 危機管理地域統括監及び県民防災事務所の設置
- ・ 児童相談センター(児童相談所)のあり方検討 等

② 県民から見分かりやすく簡素な組織体制構築

本庁の部局再編の状況も踏まえ、名称も含めた県民からわかりやすい組織体制、できるだけ簡素な組織体制を構築し、地域での課題が的確に施策に反映され得る現場重視の考え方を実践していくことをめざします。

【見直し想定項目】

- ・ 保健所、福祉事務所の体制明確化（保健福祉事務所の見直し）
- ・ 農林水産商工環境事務所の一次産業対応専門化
- ・ 農林水産事務所と地域農業改良普及センターの一体化 等

③ 専門性を発揮できる効率的な業務執行体制の確保

行政状況の厳しさも踏まえ、地域での専門性を持った県民サービスの確保のために、本庁や事務所間の業務集約化や所管区域のあり方など、適切な業務執行体制について、効率性の面も含め見直しを図ります。

【見直し想定項目】

- ・ 福祉事務所の所管区域検討
- ・ 支所、駐在等小規模職場の業務集約化
- ・ 個別業務の本庁集約化 等

④ 地域特性に配慮した組織体制

これまで、それぞれの地域の実情に応じた事務所配置をしているところですが、機械的に県下一律の事務所配置や機能整備にこだわることなく、各地域の特性にも留意し、適切な組織体制を検討していきます。

【見直し想定項目】

- ・ 南部地域活性化業務（地域活性化事務所） 等

4 具体的な見直し案…別紙 1

地域機関の見直し概要（総務部案）

24.7.17

※共通事項

所管区域、集約化等、各業務あり方検討実施

●**県民セクター(9)**

- ・防災保安業務
- ・生活関連業務
- ・地域連携業務
- ・総務調整業務



●**危機管理地域統括監(仮称)(9)**

●**県民防災事務所(仮称)(6)**

- ・危機管理機能
- ・地域総合窓口(情報公開、連携協議会、人権等)
- ・総務調整機能(所長会議、集中経理等)
- ・防災保安業務
- ・環境保全業務(環境規制指導、廃棄物)

●**地域活性化事務所(仮称)(3)**

(伊勢・尾鷲・熊野)

※県民防災事務所機能に加えて

- ・地域活性化機能

●**県税事務所(8)**

- ・県税賦課、徴収

●**県税事務所(8)**

- ・県税賦課、徴収

●**保健福祉事務所(8)**

- ・健康増進業務(感染症対策等)
- ・地域保健業務(母子保健等)
- ・衛生指導業務(食品衛生等)
- ・生活保護等(法定福祉事務所)
- ・介護保険、障がい者事業所関係業務

○保健所(8)

◎**福祉事務所(5)**

●**保健所(8)**

- ・健康増進業務(感染症対策等)
- ・地域保健業務(母子保健等)
- ・衛生指導業務(食品衛生等)

(所管検討)

●**福祉事務所(統合も含め配置検討)**

- ・生活保護等(法定福祉事務所)

●**児童相談センター(10)**

- ・相談所支援・調整機能
(人材育成、虐待相談支援等)
- ・集約業務(療育手帳、里親支援等)
- ・総務業務(経理、広報等)

◎**児童相談所(5)**

- ・児童虐待等相談、心理判断等

[本庁への機能集約等あり方検討]

●**児童相談所(新設も含め配置検討)**

- ・児童虐待等相談、心理判断等

●**農林水産商工環境事務所(8)**

(地域により業務内容の違い有り)

- ・農政業務(活性化プラン、生産振興等)
- ・農業改良普及業務(担い手対策、獣害等)
- ・農業基盤整備業務(土地改良)
- ・森林関係業務(治山、林道、林業振興等)
- ・水産関係業務(漁港管理、基盤整備等)
- ・環境保全業務(環境規制指導、廃棄物等)
- ・商工関係業務

◎**農業改良普及センター(7)**

- ・農業改良普及業務(担い手対策、獣害等)

●**農林水産事務所(8)**

(地域により業務内容の違い有り)

- ・農政業務(活性化プラン、生産振興等)
- ・農業改良普及業務(担い手対策、獣害等)
- ・農業基盤整備業務(土地改良)
- ・森林関係業務(治山、林道、林業振興等)
- ・水産関係業務(漁港管理、基盤整備等)

(本庁集約)
(一体化)

●**建設事務所(10)**

- ・公共土木施設維持管理
- ・公共工事執行
- ・建築確認

●**建設事務所(10)**

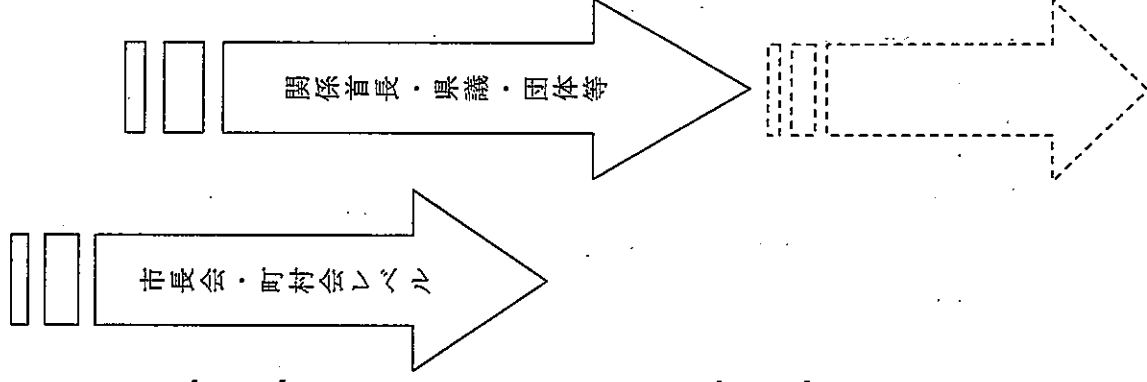
- ・公共土木施設維持管理
- ・公共工事執行
- ・建築確認

地域機関見直し概略スケジュール (案)

6月20日	常任委員会	現状組織の課題認識
-------	-------	-----------

(外部調整)

7月17日	経営会議	方向性、概要等議論
-------	------	-----------



8月1日	常任委員会	具体的な方向性
------	-------	---------

(経営会議・共通幹事会) 具体案議論

9月18日	(全員協議会等)	見直しの具体案
-------	----------	---------

(組織定数調整)

11月会議	関係条例案議会提出
-------	-----------